

平成 13 年 5 月 24 日

各 位

ヤフー株式会社
代表取締役社長 井上 雅博
(登録銘柄・コード4689)
問い合わせ先
社長室 角田 栄一
電 話 03 5469 - 6895

「商法第 280 条ノ 19 の規定によるストックオプション
(新株引受権)付与」決議のお知らせ

平成 13 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、当社取締役および使用人の企業実績、企業価値を高めようとする意欲を一層向上させることを目的として、商法第 280 条ノ 19 に規定する新株引受権の付与を決議しましたので、お知らせいたします。

なお、この決議は平成 13 年 6 月 20 日開催予定の当社第 6 回定時株主総会において「当社取締役および使用人に商法第 280 条ノ 19 の規定による新株引受権を付与する件」が承認可決されることを条件といたします。

(新株引受権付与の要領)

(1) 付与の対象者および付与すべき株式の数

当社取締役および使用人 75 名(合計 212 株)

なお、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てる。

調整前発行価額は、(3)記載の調整式による調整前の発行価額を意味し、調整後発行価額は、同調整式による調整後の発行価額を意味する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

(2) 新株引受権の目的たる株式の額面・無額面の別および種類

当社額面普通株式

(3) 発行価額

権利付与日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、かかる金額が権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の午後 3 時現在における直近の売買価格）を下回る場合は後者の価格を発行価額とする。

なお、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く）するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(4) 新株引受権行使期間

平成 15 年 6 月 21 日から平成 23 年 6 月 20 日まで

(5) 新株引受権行使の条件

- 1、対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- 2、新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
- 3、その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。

以上